

令和2年2月28日

保護者 各位

喜多方市立熊倉小学校長 蓬田 孝夫

## 新型コロナウイルス感染症予防について

向春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして2月4日に学校からお便りを配付したところです。つきましては、万が一の感染予防のため、再度、ご家庭でも下記の対応をよろしくお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられるため、インフルエンザ等の感染症と同様に以下の予防策に努めてください。

### ご家庭でお願いしたいこと

#### 1 手洗い、うがいの励行について

帰宅時、食事の前後は、こまめに「手洗い」「うがい」を行わせてください。特に手洗いを丁寧に行い、可能な場合、消毒液を活用してください。

#### 2 咳エチケットのすすめについて

咳やくしゃみによる飛沫・ウイルス等の飛散が懸念されています。咳やくしゃみの症状のある方は、飛散防止（咳エチケット）に努めてマスクの着用（用意できる場合）もお願いします。

#### 3 日常の健康管理について

十分な睡眠と、バランスの良い食事の摂取に心がけてください。寒い季節ではありますが、こまめな換気も効果的です。

#### 4 人混みを避ける

不要不急の外出を控えるとともに、人混みを避けてください。外出の際、特に人混みが予想される場所に行く場合には、マスクを着用（用意できる場合）してください。

#### 5 症状が見られたら、学校への連絡をお願いします。

症状について学校への連絡をお願いします。また、家族の方に症状が見られた場合も学校へ連絡をお願いします。

#### 6 その他

○ 所用のために来校された場合は、学校の玄関に用意してある消毒液で手指の消毒をお願いします。ご面倒をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○ 熱がある場合、風邪のような症状がある場合には、来校をご遠慮ください。申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。

**過剰に心配することなく、通常の感染症対策が重要となります。**

○ **新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下の通りになります。**

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※ ①、②の症状が見られた場合は、速やかに最寄りの医療機関や会津保健所にご相談ください。〔会津保健福祉事務所（会津保健所）Tel.0242-29-5503〕

\* ご不明な点等があった場合には、いつでも学校までご連絡ください。  
（事務担当：教頭 齋藤 真二 Tel.0241-22-1809）